

こども女性相談総室  
(中央児童相談所)

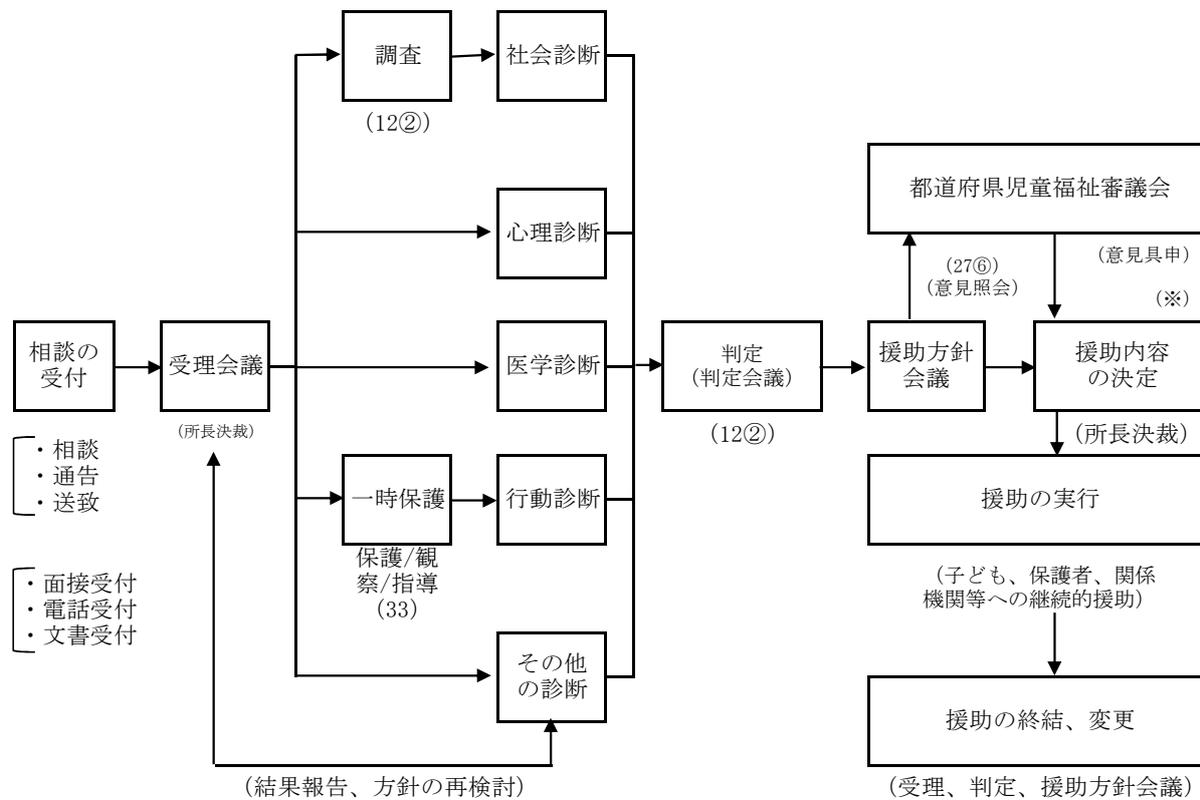
I 児童相談所の業務

# 1 相 談 業 務

## (1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児に関する相談。
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談。
	発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談。

(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



※

援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ウ 他機関あつせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)	イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人選任の請求 (33の8)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

### (3) 相談の状況

令和4年度に児童相談所が受け付けた相談の総件数は1,248件で、前年度の1,346件に比べて98件減（前年度比92.7%）となった。

養護が719件（57.6%）と最も多く、次いで障害が348件（27.9%）、育成が115件（9.2%）となっている。

増加した相談種別は、児童虐待相談（142件増）、重症心身障害相談（1件増）、触法行為相談（6件増）、育児・しつけ相談（1件増）となっている。

減少した相談種別は、養護（その他）相談（164件減）、肢体不自由相談（2件減）、視聴覚障害相談（1件減）、知的障害相談（22件減）、発達障害相談（7件減）、ぐ犯等相談（19件減）、性格行動相談（1件減）、不登校相談（3件減）、適性相談（10件減）、その他相談（19件減）となっている。

相談の経路別の受付状況については、家族・親戚からの相談が393件（31.5%）で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が309件（24.8%）、学校等からの相談が148件（11.9%）などとなっている。

表1 相談種類別児童受付数

区分	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
3年度	457	284	1	4	1		3	358	13	27	6	79	18	23	8	64	1,346
4 年 度	件数	599	120	1	2		4	336	6	8	12	78	15	13	9	45	1,248
	割合(%)	48.0	9.6	0.1	0.2		0.3	26.9	0.5	0.6	1.0	6.3	1.2	1.0	0.7	3.6	100
	前年比	142	-164	0	-2	-1	0	1	-22	-7	-19	6	-1	-3	-10	1	-19

表2 経路別児童受付数

区分	県・市町村	県・市福祉事務所	児童委員	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	認定こども園	警察・家裁	保健所・医療機関	学校等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
件数	114	83		48		5	309	17	148	3	393	89	15	24	1,248
割合(%)	9.1	6.7		3.8		0.4	24.8	1.4	11.9	0.2	31.5	7.1	1.2	1.9	100

令和4年度の相談措置・処理件数は1,201件である。うち、助言指導で処理したものが966件(80.4%)、継続指導としたものが13件(1.1%)、児童福祉司指導としたものが44件(3.7%)、児童福祉施設入所としたものが14件(1.2%)となっている。

表3 措置・処理の状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	児童福祉施設入所	里親委託	家庭裁判所送致	その他	計
件数	966	13	8	44	14	5	14	2	1	134	1,201
割合(%)	80.4	1.1	0.7	3.7	1.2	0.4	1.2	0.2	0.1	11.2	100

(措置・処理件数の中には、前年度未処理のものも含まれる。)

ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容は表4のとおりである。

主な理由としては、家族環境(虐待、経済的理由等)から生じたものが661件(97.5%)と最も多い。その中に虐待相談549件(81%)が含まれている。

処理の内訳は、面接指導が586件(86.4%)、児童福祉施設入所が10件(1.5%)、里親委託が2件(0.3%)となっている。

表4 養護相談の理由別処理件数

理由別 処理	家出 (失踪含)	死亡	離婚	傷病 (入院含)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所				1	6	3		10
里親委託					1	1		2
面接指導		1		6	484	89	6	586
その他					58	19	3	80
計		1		7	549	112	9	678

① 里親及びファミリーホーム委託状況について

登録里親数36人のうち実際に委託を受けた里親は14人(受託率38.9%)、委託里子数は29人となっている。また、ファミリーホームへの委託児童数は15人となっている。

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定したものである。里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

表5-1 管内の里親・里子の状況 (令和5年3月末現在)

里親登録数	委託里親		委託里子数
	実数	受託率(%)	
36	14	38.9	29

表5-2 管内のファミリーホームの状況 (令和5年3月末現在)

施設数	委託児童数
4	15

② 虐待相談（養護相談の再掲）

虐待相談の処理件数は549件で、前年度に比べ72件増加した。

虐待の種類別の処理件数は、表6～10のとおりである。

表6 虐待相談の種類別件数

区分		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
3年度		118	4	268	87	477
4年度	件数	140	2	273	134	549
	割合(%)	25.5	0.4	49.7	24.4	100.0

表7 処理状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
3年度	422	3	2	15	14	1	5	15	477
4年度	472	5	7	29	6	1	14	15	549

表8 通告経路

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	市町村	その他	計	虐待者本人(再掲)
3年度	36	8	49	8				1	8	231	88	16	32	477	12
4年度	39	4	55	7	2			10	12	265	110	13	32	549	15

表9 虐待者

区 分	実 父	実 父 以 外 の 父 親	実 母	実 母 以 外 の 母 親	祖 父	祖 母	そ の 他	不 詳	計
3年度	229	29	204	3			12		477
4年度	223	45	272	4			5		549

表10 被虐待児童の年齢別内訳

区 分	身体的虐待				性的虐待				心理的虐待				保護の怠慢・拒否				計				
	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	
3 年 度	0～3歳未満	6	1		7				0	30	27		57	11	8		19	47	36	0	83
	3～5歳	10	9		19				0	40	32		72	16	12		28	66	53	0	119
	小学生	27	15		42		1		1	38	43		81	9	13		22	74	72	0	146
	中学生	25	17		42		1		1	18	16		34	6	8		14	49	42	0	91
	高校生・その他	2	6		8		2		2	10	14		24	3	1		4	15	23	0	38
	不詳				0				0				0				0	0	0	0	0
	計	70	48	0	118	0	4	0	4	136	132	0	268	45	42	0	87	251	226	0	477
4 年 度	0～2歳	8			0			49			22			79							
	3～5歳	23			0			40			29			92							
	6～12歳	65			0			125			55			245							
	13～15歳	29			1			37			21			88							
	16～18歳	14			1			23			7			45							
	計	139			2			274			134			549							

※令和4年度から集計内容が変更となったため、表の内容も修正した。

イ 障害相談

障害相談の受付件数は、知的障害が336件（96.6%）と最も多く、次いで発達障害が6件（1.7%）などとなっている。

表 1 1 障害相談受付件数

区分	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
件数	2	0	0	4	336	6	348
割合 (%)	0.6	0.0	0.0	1.1	96.6	1.7	100

ウ 非行相談

非行相談の処理件数は23件となっている。なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることも少なくない。

表 1 2 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別処理	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	計
児童福祉施設入所	1	2	3
面接指導	6	8	14
その他	2	4	6
計	9	14	23

エ 育成相談

育成相談の受付件数は115件で、性格行動が78件（67.8%）、不登校が15件（13.0%）、適性が13件（11.3%）となっている。

表 1 3 育成相談受付件数

区分	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
件数	78	15	13	9	115
割合 (%)	67.8	13.0	11.3	7.8	100

※ 不登校相談の受付及び処理状況

不登校相談の受付件数は15件で前年度と比べ3件減少した。  
処理では、助言指導が14件、継続指導が1件となっている。

表 1 4 不登校相談受付件数

区分	3年度	4年度
件数	18	15

表 1 5 不登校相談処理状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	福祉司指導	施設入所	障害児施設利用契約	その他	計
件数	14	1						15

## 2 判定業務

令和4年度の判定件数は261件で、前年度と比べて2件の増加となっている。  
 医学的診断指導件数は340件、心理診断指導件数は1,000件となっている。

表16 相談種類別判定件数

区分	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐん犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
3年度	37						195		1	2	12		12			259
4年度	21						203	1	2	2	22	1	9			261

表17 医学的・心理学的検査状況

年度	検査対象者	医学的診断指導				心理診断指導					
		診察指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他検査	観察・面接・指導	計
3年度	児童	65	156	79	300	205	82	52	16	273	628
	保護者	62			62				4	268	272
	その他	12			12					32	32
	計	139	156	79	374	205	82	52	20	573	932
4年度	児童	84	118	42	244	216	124	59	15	299	713
	保護者	87			87				2	263	265
	その他	9			9					22	22
	計	180	118	42	340	216	124	59	17	584	1,000

表18 判定書（証明書等）の交付状況

区分	特別児童扶養手当診断	障害児保育意見書	その他 (福祉手当・障害証明書等)	計
3年度	1		121	122
4年度	4	1	75	80

表19 愛護（療育）手帳の判定状況

区分	3年度	4年度
件数	194	205

### 3 一時保護業務

#### (1) 一時保護の状況

##### ア 実人員及び延人員

令和4年度に一時保護（昼間一時保護、委託一時保護を含む。）した管内の児童の実人員の総数は103人で、前年度と比べ9人の増加となっている。

管内の延日数の総数は2,546日で、前年度と比べ481日の増加となっている。

表20 一時保護の状況

区分		中央児相の 一時保護	昼間一時保護	一時保護委託	計
3年度	実人員	36	10	48	94
	延日数	938	11	1,116	2,065
4年度	実人員	24	11	68	103
	延日数	559	13	1,974	2,546

##### イ 相談種類別保護児童数

令和4年度に一時保護（昼間一時保護、委託一時保護を含む。）した管内の児童の実人員は、養護（虐待）が66人（64.1%）、養護（その他）が12人（11.7%）、育成が22人（21.4%）、非行が3人（2.9%）の順となっている。

延日数では、養護（虐待）が1,482日（58.2%）、養護（その他）が365日（14.3%）、育成が627日（24.6%）、非行が72日（2.8%）の順となっている。

表21 相談種類別一時保護児童数

区分		養 護		障 害	非 行	育 成	保 健・ そ の 他	計
		虐 待	そ の 他					
3年度	実人員	52	32		4	6		94
	延日数	1,203	479		170	213		2,065
4年度	実人員	66	12		3	22		103
	延日数	1,482	365		72	627		2,546

(2) 中央児童相談所一時保護所（昼間一時保護を除く）の一時保護状況

ア 実人員及び延日数等

令和4年度の実人員は24人で、前年度と比べて12人の減少となっている。延日数は559日、前年度と比べ379日の減少となっている。

また、1日平均の一時保護人員は、1.5人（前年度比1.1人減）、1人平均の一時保護日数は、23.3日（前年度比2.8日減）となっている。

イ 相談種類別保護児童数

令和4年度の実人員は、養護が11人（45.8%）、非行が2人（8.3%）、育成が11人（45.8%）となっている。

延日数では、養護が222日（39.7%）、非行が57日（10.2%）、育成が280日（50.1%）となっている。

表2-2 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

区分	養護		障害			非行		育成			保健・その他	計	1日平均保護人員	1人平均保護日数
	虐待	その他	肢体不自由	言語発達障害等	知的障害	発達障害	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校				
3年度	実人員	14	13				2	1	6			36	2.6	26.1
	延日数	263	294				150	18	213			938		
	昼間一保	実人員	5	4				1				10		
		延日数	5	4				2				11		
4年度	実人員	10	1				2		11			24	1.5	23.3
	延日数	217	5				57		280			559		
	昼間一保	実人員	9						2			11		
		延日数	9						4			13		

ウ 日数別一時保護児童数

令和4年度の日数別一時保護児童数は、22日以上が12人（50%）と半数をしめており、2ヶ月を超えての一時保護は1人だった。

14日以内は9人（37.5%）と前年度と比べ8人減少している。

表2-3 日数別一時保護児童数

年度	区分	1～7日	8～14日	15～21日	22～28日	29～60日	61日以上	計
3年度	一時保護	10	7	5	3	8	3	36
	昼間一保	11						11
4年度	一時保護	6	3	3	3	8	1	24
	昼間一保	11						11

エ 学年別一時保護児童数（昼間一時保護を除く）

令和4年度の実人員は、小学生が11人（45.8%、前年度比2人減）、中学生が9人（37.5%、前年度比1人増）、高校生その他は4人（16.7%、10人減）となっている。

表24 学年別一時保護児童数

区 分		就学前	小学生			中学生			高校生・その他	計	
			1・2年生	3・4年生	5・6年生	1年生	2年生	3年生			
3年度	実人員	1	3	3	7	3	3	2	14	36	
	延日数	3	110	9	149	70	133	121	343	938	
	昼間一保	実人員	3	2			1	2		2	10
		延日数	3	2			1	3		2	11
4年度	実人員		5	2	4	6	1	2	4	24	
	延日数		109	7	109	180	23	41	90	559	
	昼間一保	実人員		1	2	1	1	1	1	4	11
		延日数		1	2	1	1	1	1	6	13

オ 一時保護児童の退所先

令和4年度の退所先は、家庭引取が16人（66.7%、前年度比4人増）、児童養護施設入所が4人（16.7%、前年度比1人減）、児童自立支援施設が1人（4.2%、前年度比2人減）、その他が3人（12.5%、前年度比1人減）となっている。

表25 一時保護児童の退所先の状況

退所先		家庭引取	児童養護施設	児童自立支援施設	福祉型障害児入所施設(知的障害児)	児童心理治療施設	家庭裁判所送致	その他	計
年度									
3年度	一時保護	12	5	3	11	1		4	36
4年度	一時保護	16	4	1				3	24

### (3) 委託一時保護の状況

#### ア 相談種類別の状況

令和4年度の管内委託一時保護児童の実人員は68人（前年比20人増）で、養護（虐待）が47人（前年比14人増）、養護（その他）が11人（前年比4人減）などとなっている。

延日数は1,974日（前年比858日増）で、養護（虐待）が1,256日（前年比321日増）、養護（その他）が360日（前年比179日増）などとなっている。

表26 相談種類別委託一時保護の状況

区 分		養 護		障 害	非 行	育 成	保 健・ そ の 他	計
		虐 待	そ の 他					
3年度	実人員	33	15					48
	延日数	935	181					1,116
4年度	実人員	47	11		1	9		68
	延日数	1,256	360		15	343		1,974

#### イ 委託先別の状況

令和4年度の委託先は、実人員68人のうち、児童福祉施設38人（前年度比18人増）、医療機関6人（前年度比6人増）、里親等21人（前年度比15人増）、警察2人（前年度同数）となっている。

延日数1,974日のうち、児童福祉施設1,132日（前年度比504日増）、医療機関284日（前年度284日増）、里親等496日（前年度比367日増）、警察3日（前年度比1日増）などとなっている。

表27 委託先別委託一時保護の状況

区 分		児 童 福 祉 施 設	医 療 機 関	里 親 等	警 察	そ の 他	計
3年度	実人員	20		6	2	20	48
	延日数	628		129	2	357	1,116
4年度	実人員	38	6	21	2	1	68
	延日数	1,132	284	496	3	59	1,974